

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

在籍する学年で習得すべき授業科目のすべての単位を取得した場合進級を認める。

所定の就業年限以上在学し、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えず、且つ、別表1に定める課程を終了したと認める者には、卒業を認定する。

欠席日数が、当該学年の授業日数の3分の1を超える学生は、進級又は卒業することができない。

学期末試験は前期試験、後期試験とし、試験の成績は1科目100点満点として60点以上を合格とする。

不合格の科目は1回限り再試験を受けること事ができ、素点の9割を成績とする。

在籍する学年で習得すべき授業科目の再試験不合格科目は判定試験を受験することができ、素点の8割を成績とし、全て合格した場合は進級を認める。